

第2章 障がい福祉サービスの見込量



1. 訪問系サービス

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

〈サービスの内容〉

○ホームヘルパーが障がいのある人の居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・施設入所者や精神障がいのある人等の地域生活移行後の定着支援をはじめ、ニーズの高いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である方を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	19,167	20,435	20,519	20,520	20,664	20,748
利用者数	人／年	1,090 (91)	1,221 (102)	1,281 (105)	1,368 (114)	1,476 (123)	1,596 (133)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(2) 重度訪問介護

〈サービスの内容〉

○重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がい者（児）または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護等を総合的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和3～5年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・量の見込みについては、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和2年度の実績を考慮し、令和2～3年度の実績・支給量の減少による影響を抑制し、見込量を再設定しています。
- ・相談支援専門員との連携等を通じて、関係者間での必要な情報の共有化を進めるとともに、社会資源の確保に努めます。

サービス利用対象者

重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がいのある人または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

[肢体不自由者の要件]

- ①障害支援区分4以上の人
- ②二肢以上に麻痺等がある人
- ③障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている人

[知的・精神障がい者の要件]

- ①障害支援区分4以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	4,195	5,037	5,480	5,976	6,516	7,128
利用者数	人／年	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(3)同行援護

〈サービスの内容〉

○視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排泄・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・同行援護については介助者に資格が必要であるため、関係団体と連携のもとサービス提供事業所に対して、養成研修等への参加を促し、人材の確保に努めます。

サービス利用対象者

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人で、外出時の移動において情報の提供や援護等を必要とする人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	2,863	3,049	3,080	3,468	4,104	4,788
利用者数	人／年	165 (14)	186 (16)	186 (16)	204 (17)	228 (19)	252 (21)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(4)行動援護

〈サービスの内容〉

○知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・在宅で生活する知的障がいのある人や精神障がいのある人等にとって必要なサービスとなります。サービスの利用対象者の制度の周知を図ります。

サービス利用対象者

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ①障害支援区分3以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	3,095	3,274	3,405	3,888	4,471	5,054
利用者数	人／年	180 (15)	205 (17)	210 (18)	240 (20)	276 (23)	312 (26)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(5) 重度障害者等包括支援

〈サービスの内容〉

○常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものと見込んでいます。

サービス利用対象者

障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人（筋萎縮性側索硬化症（ALS）など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人または最重度の知的障がいのある人）
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	0	0	0	0	0	0
利用者数	人／年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

2. 日中活動系サービス

(1)生活介護

〈サービスの内容〉

○常に介護を必要とする人に、主に日中に障がい者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和7年度以降の市内事業所の定員拡充を考慮し、見込量を再設定しています。
- ・障がいのある人の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に、重度障がいのある人の特性に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の充実を図ります。

サービス利用対象者

地域や入所施設等において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいのある人で次に掲げる人を対象とします。

- ①障害支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	23,360	25,062	26,559	28,956	32,604	34,656
利用者数	人／年	1,250	1,355	1,425	1,524	1,716	1,824

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

※日中活動系サービス量の見込み「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

(2) 自立訓練(機能訓練)

〈サービスの内容〉

○身体障がい者や難病の人に対して、自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、身体機能や生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人または難病を患っている人を対象とします。

- ①入所施設、病院を退所、退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持、回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	77	116	183	180	180	180
利用者数	人／年	7	16	12	12	12	12

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(3) 自立訓練(生活訓練)

〈サービスの内容〉

○障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に利用率推計を採用しています。
- ・知的障がいのある人や精神障がいのある人の生活能力の維持、向上等のために必要なサービスであり、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。
- ・1人月あたりの利用回数にばらつきがありますが、量の見込と利用者数ともに実績3か年の平均値から微増していくものとし、利用見込量を再設定しています。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持、向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とします。

- ①入所施設や病院等を退所、退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持、向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等の支援が必要な人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	758	461	345	439	528	648
利用者数	人／年	53	42	33	42	48	54

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(4)就労選択支援

〈サービスの内容〉

○就労を希望する障がい者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価（就労アセスメント）を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、特別支援学校卒業生の数と、令和4年度と令和5年度の就労アセスメント実績値、就労移行支援、就労継続支援A・B型を新たに利用する人の数をもとにしています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

就労系障がい福祉サービスを利用する意向のあるもしくは利用している人で、就労アセスメントの手法を活用した支援を希望する障がいのある人を対象とします。

◆見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	令和7年度より新規項目			0	10	20

※年間利用者数

(5)就労移行支援

〈サービスの内容〉

○一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労等が見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に利用率推計を採用しています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

一般就労等を希望し、知識や能力等の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	2,431	5,063	4,662	4,332	4,788	5,244
利用者数	人／年	169	315	267	228	252	276

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(6)就労継続支援 A 型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・湖南圏域における事業所の新設などによる令和4年度以降の実績値増加を考慮し、令和6年度以降の見込量を再設定しています。
- ・雇用契約に基づく安定した収入の確保が期待できる事業です。増加しているニーズに応えられるよう、サービスを供給できる体制を確保します。

サービス利用対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人（利用開始時65歳未満の人）を対象とします。

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	8,418	9,314	11,448	12,720	13,920	15,360
利用者数	人／年	444	490	585	636	696	768

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(7)就労継続支援 B 型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、通所により就労や生産活動の機会等を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力等が高まった人に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和7年度以降の市内事業所の定員拡充を考慮し、見込量を再設定しています。
- ・福祉的就労の場としての利用の多いサービスであり、今後も一定の利用者が見込まれます。多様なサービス提供形態を含め、新規事業所の参入や既存事業書の定員増等を促します。

サービス利用対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持等が期待される障がいのある人を対象とします。

- ①就労経験がある人で、年齢や体力等の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人
- ③上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級の受給者

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	37,581	39,000	41,379	43,248	46,716	48,756
利用者数	人／年	2,257	2,377	2,433	2,544	2,748	2,868

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(8)就労定着支援

〈サービスの内容〉

○就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・サービス利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人を対象としています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	7	5	5	6	6	6

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(9)療養介護

〈サービスの内容〉

○医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）、筋ジストロフィー患者、重症心身障がいのある人に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であるため、市内での事業所の増加は難しく、圏域でのサービス提供事業所の情報収集と利用調整に努めます。

サービス利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人で、次に掲げる人を対象とします。

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人で、障害支援区分5以上の人
- ③平成24年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所していた人または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人／年	15	14	14	14	14	14

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(10)短期入所(ショートステイ)

〈サービスの内容〉

○居宅において、介護をする人が病気その他の理由により介護を行えない場合などの際に、短期間、夜間も含めて障がい者支援施設等で入浴、排泄及び食事の介護等が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・障がい者（児）の保護者等の事情による利用に加え、近年増加傾向にある災害時や虐待事案における一時保護施設としての利用が求められます。

サービス利用対象者

〔福祉型〕

障害支援区分1以上である人

〔医療型〕

以下に該当する人を対象とします。

- ①遷延性意識障がいのある人
- ②筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がいのある人等

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	1,255	1,710	1,587	1,980	2,100	2,220
利用者数	人／年	357 (30)	358 (30)	375 (31)	396 (33)	420 (35)	444 (37)

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

〈サービスの内容〉

○夜間や休日等、共同生活を行う住居で、入浴、排泄及び食事等の介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・湖南圏域における事業所の新設などによる令和4年度以降の実績値増加を考慮し、令和7年度以降の見込量を再設定しています。
- ・障がいのある人の地域生活へ向けた訓練や生活の場等として、ニーズの増加が見込まれるため、既存事業所における定員の拡大や新規事業所等の参入を働きかけます。

サービス利用対象者

身体障がいのある人（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る）、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	505 (42)	676 (56)	717 (60)	864 (72)	912 (76)	960 (80)

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(2)施設入所支援

〈サービスの内容〉

○施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・入所を希望する障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報収集と提供に努めます。

サービス利用対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ①生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合は、区分3）以上である人
- ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所によって訓練等を受けることが困難である人

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	393 (33)	394 (33)	393 (33)	396 (33)	396 (33)	396 (33)

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(3)自立生活援助

〈サービスの内容〉

○障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・サービスの利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

AかつBを対象者とします。

A：定期的な巡回訪問または随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障がいのある人

B：居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障がい、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がいのある人

※具体的な対象者

- ①障がい者支援施設等の退所者、グループホームの退去者、精神科病院等の医療機関を退院した人であって、障がいに起因する疾病等により入院していた人※退院から3カ月以内のものに限る
- ②現に「障がい、疾病等を有する家族との同居」している人であって、単身生活をしようとする人
- ③その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活または、社会生活を営むことが可能と判断される人 ※②、③は現に地域生活をしている障がいのある人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	1	1	0	1	1	1

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

〈サービスの内容〉

○指定特定相談支援事業者が、障がい福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境等、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、今後、相談支援の役割は重要なものとなります。法制度の改正に的確に対応できる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	360	384	413	444	480	516

※年間利用実人数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(2)地域移行支援

〈サービスの内容〉

○障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、保護施設・矯正施設等に入所している障がいのある人に対して、関係機関が協力して地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・地域移行支援が実施できる相談支援事業所は限られているため、各年度実施を目標としました。
- ・市、病院、サービス事業所との連携により、利用の促進を図るとともに社会資源の確保に努めます。

サービス利用対象者

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

※月平均利用者数

(3)地域定着支援

〈サービスの内容〉

○居宅において単身等で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・滋賀県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、障がいのある人が安定した地域生活を送れるよう、支援体制を確保します。
- ・相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

居宅において単身で生活する人や同居している家族等による支援を受けられない人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	3	3	2	2	2	2

※月平均利用者数